

令和3年3月第1回八街市議会定例会会議録（第1号）

1. 開議 令和3年2月15日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小 向 繁 展
- 2番 栗 林 澄 恵
- 3番 木 内 文 雄
- 4番 新 見 準
- 5番 小 川 喜 敬
- 6番 山 田 雅 士
- 7番 小 澤 孝 延
- 8番 角 麻 子
- 9番 小 菅 耕 二
- 10番 木 村 利 晴
- 11番 石 井 孝 昭
- 12番 桜 田 秀 雄
- 13番 林 修 三
- 14番 山 口 孝 弘
- 15番 小 高 良 則
- 16番 加 藤 弘
- 17番 京 増 藤 江
- 18番 丸 山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事(事) 財政課長		會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一

建設部長 市川明男
会計管理者 高梨富美子
水道課長 海保直之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長 鈴木正義
総務部参事(事)総務課長 片岡和久

.....

○教育委員会

・議案説明者

教育長 加曾利佳信
教育次長 関貴美代

.....

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長 梅澤孝行

.....

○監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長 柿沼典夫

.....

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長 片岡和久

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長 日野原広志
副主幹 中嶋敏江
副主幹 須賀澤勲
主査 嘉瀬順子
主任主事 今関雅
主任主事 村山のり子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第1号)

令和3年2月15日(月)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

諮問第1号

議案第1号から議案第20号

提案理由の説明

諮問第1号

質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決

予算審査特別委員会の設置及び付託

日程第4 休会の件

○議長（鈴木広美君）

本日、令和3年3月第1回八街市議会定例会はここに開会される運びとなりました。

この定例会は諮問1件、議案20件が提出されることになっております。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまから令和3年3月第1回八街市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は20名です。したがって、この定例会は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、監査委員から、11月、12月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

次に、本日の欠席の届出が橋本副市長よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、小澤孝延議員、角麻子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

この件については議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○小菅耕二君

令和3年3月定例会の会期等を協議するため、去る2月5日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

3月定例会に上程される案件は、諮問1件、議案20件であります。

次に、一般質問の通告が代表6人、個人3人からありました。

以上の案件を審議するため、3月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から3月18日までの32日間と協議決定いたしました。

3月定例会は新年度予算を協議する重要な定例会でもありますので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（鈴木広美君）

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から3月18日までの3

2日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。会期は32日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を行います。

諮問第1号及び議案第1号から議案第20号を一括議題といたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。

諮問第1号及び議案第1号から議案第20号の提案理由の説明を求めます。

○市長(北村新司君)

本日ここに令和3年3月第1回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会に提出させていただきました議案の説明に入ります前に、令和3年度の市政運営と予算編成の基本的な考え方について、ご説明させていただきます。

昨年、中国で発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に全世界に拡散し、日本国内にも多くの感染者が発生いたしました。この新型コロナウイルス感染症の大流行により、本市においても多くの感染者が発生するとともに、市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼし、市民の皆様には大変ご不便をおかけしているところでございます。この間、新型コロナウイルスの感染によりお亡くなりになりました方に対して、心からご冥福をお祈りいたしますとともに、感染された方の早期の回復をお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染の急拡大から、国では年明けに千葉県を含む1都3県に対して緊急事態宣言を発出し、その後、対象地域を拡大して、各種対策を実施してまいりました。緊急事態宣言後、感染者は減少傾向にありましたが、いまだに感染者数の水準は高く、医療の逼迫状況は続いていたことから、2月7日を期限としていた緊急事態宣言は延長され、現在に至っています。市民の皆様には自分の命を守る、大切な人の命を守るため、引き続き感染予防対策の徹底について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、今年は私の市長3期目の折り返しの年でございます。10年ひと昔と申しますが、この間、振り返りますと、本当にあっという間の出来事だと感じています。私は10年間に公正無私な市政運営の実践と、八街市に住んで良かったと思える街づくりに全力で取り組むことをお約束しました。この間、私の目指す街づくりの実現のため、市民の皆様、議員の皆様、そして市役所職員など、多くの方に支えられ、市政運営にあたってまいりました。私はこれまでの皆様のご支援に感謝しつつ、引き続き市民生活を最優先とした市政運営と街づくりをしっかりと進めていくことが、そのご恩に報いることだと考えています。初心を忘れることなく、先人が築き上げてきた八街の歴史と、その魅力、伝統を継承し、全ての方々に我がまちへの誇りと愛着を深めていただけるよう、私は市長としてこれからも、現在、未来へ、責任

を果たしてまいります。そして、安全安心、豊かさ、幸せを実感できるようなふるさと八街に向け、全力で市政運営に取り組んでまいります。

人口減少、少子高齢化、厳しい財政状況、何よりコロナ時代の新たな日常の中、市長として培った経験をかてに、市民目線を忘れることなく、市民のニーズに応じたきめ細やかな施策を講じることで、市民の皆様とともに、この難局に立ち向かってまいります。今後も一人ひとりの市民の声を大切にした街づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞこれまでと同様、市民の皆様、議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本市では、市の最上位計画である八街市総合計画2015を街づくりの指針として定め、様々な施策に総合的、計画的に取り組んでおります。昨年度までの前期基本計画期間に実施いたしました主な事業としては、八街バイパスの一部開通、朝陽小学校前の交差点改良、JR榎戸駅橋上駅舎自由通路供用開始、国道126号沖入り口交差点改良、八街駅南口防犯ボックスの設置、災害時における物資供給等に関する協定の締結、市内防犯灯のLED化、ファミリーサポートセンターや親子サロン「ひまわり」の開設、川上小学校や実住小学校、朝陽小学校での児童クラブの開設、小規模保育所の開設の支援、高齢者外出支援タクシー利用助成事業、空き家リフォーム工事補助事業、小中学校空調設備整備、千葉大学や千葉工業大学との教育等に関する協定の締結、農業体験インターンシップや農業体験ツアーの実施、落花生まつりの開催、トップセールスによる地元製品のPR、協働のまちづくり条例の制定、知っ得・納得やちまた出前講座の実施、市役所でのパスポート申請等の開始、市議会インターネット中継の開始など、市民生活に関連した多くの街づくりに係る事業をバランスよく実施することができました。

一方で、本年度から始まりました後期基本計画策定時における意向調査では、これからの街づくりに必要な視点として、安心して暮らせること、交通の便利なこと、経済発展などによる活力のあることに対して、多くの市民の皆様から期待が寄せられたところでございます。後期基本計画の初年度である今年度には、児童館の建設、老人福祉センターの大規模改修、八街南中学校屋内運動場の大規模改修、小中学生に対する1人1台タブレットの整備、高校生等までの医療費助成、妊婦及び小学校2年生までのインフルエンザワクチン接種に対する助成、八街バイパスの整備など、多くの事業を実施しているところでございますが、今後も街づくりのテーマと定めた8つの施策目標の下に、将来都市像である「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現のため、計画的に街づくりを進めてまいります。

また併せて、後期基本計画では人口減少対策など、重点的に推進する施策を第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付け、各種施策を推進してまいります。本市は東京近郊にありながら、他の地方都市と同様、少子高齢化が進行する中で人口減少も進んでいます。このような中、国の地方創生の動きや、コロナ禍により働き方やライフスタイルが見直され、地方への移住が増加していることを好機として、東京の通勤圏内にあることなど、

有利な立地条件を活かしつつ、本市の持続的な発展につなげていかなければなりません。後期基本計画は人口減少対策等も含めた本市の街づくりを総合的に推進するための計画であり、一方で総合戦略は人口減少、地方創生に焦点化した計画となっています。総合戦略には、若者が働き交流し、そして子どもを産み育てていくことに期待と喜びを感じられる街づくりの推進などを掲げております。

このように、後期基本計画と総合戦略は密接に関連していることから、後期基本計画の重点施策を総合戦略として位置付けることにより、重点的、効果的に取り組もうとするものでございます。

次に、令和3年度の予算編成にあたっての基本的な考え方を申し上げます。

本市の令和元年度における財政調整基金残高は約22億5千万円で、前年度と比較し約3億5千万円の減、地方債残高は約181億8千万円で、前年度と比較し約6億5千万円の増となりました。また、経常収支比率については95.5パーセントで、2年連続で95パーセントを超え、財政構造の硬直化が一層進んでいます。

令和2年度においても、これまでに過去最高となる総額約100億円の補正予算を編成し、コロナ感染症対策など、市民生活及び中小企業等の支援を行った結果、財政調整基金の取崩し額が約10億円となり、今年度の基金残高は前年度からさらに減少する見込みとなっております。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により市税の減少が見込まれるなど、歳入面において厳しい状況が続く一方で、歳出面においては小中学校空調設備整備事業や北総中央用水土地改良事業の償還費、老朽化が進む公共施設の改修費など、新たな行政需要が見込まれるため、さらに厳しい財政運営が予想されます。

総務省は昨年末の地方財政対策において、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大による税収の減少など、厳しい自治体財政に配慮し、地方交付税の出口ベースで前年度を0.9兆円上回る17.4兆円の額を確保いたしました。しかし、地方税の減少に加え、高齢化による社会保障費の伸びや、防災減災対策の推進などに伴い、地方の歳出が拡大する中、本市のような財政基盤の脆弱な地方自治体では、不足する財源を補うため、臨時財政対策債などの地方債の発行に頼らざるを得ないことから、地方債残高の増大に伴う後年度負担の増加が憂慮されるところでございます。

また、今後におきましても、新型コロナウイルスの影響により経済の先行きは不透明で、税収の回復が遅れば、本市の財政を取り巻く環境はさらに厳しさを増し、財政運営の硬直化が一層深刻になることが予想されます。

このように、令和3年度予算については、これまでに経験したことのない厳しい環境下において、八街市総合計画2015に掲げる将来都市像の実現に向け、各施策を推進していかなければなりません。併せて、コロナ禍における新たな日常を意識した取組とともに、将来にわたり持続可能な財政運営を行っていくために、これまで以上に再考と選択を徹底し、事務事業の見直しを行うことで、市民サービスの維持、充実を図ることを基本的な考え方として、

予算編成を行いました。

それでは、令和3年度主要事業の概要につきまして、基本構想の8つの街づくりの分野に沿って、説明いたします。

まず初めに、「便利で快適な街」のための主な施策についてでございます。

本市における街づくりでは、ソフト、ハードを含めた様々なメニューで各種施策を進めていく計画でございますが、その中でも市民生活や経済活動を支える交通アクセスの整備は大変重要な要素の1つと考えております。市民の皆様からも、道路整備は非常に強い要望があるところでございますので、街づくりの上で優先度、重要度の高い事業として位置付けてきたところでございます。

本市は北総台地の中央に位置し、東西南北に幹線道路が通っており、県内幹線道路網の結節点として重要な場所に位置しています。しかし、残念ながら主要幹線道路の整備は進んでおらず、市内各所で慢性的な渋滞が発生しています。このような中において、本市市街地の渋滞緩和のため計画された八街バイパスは、未整備だった国道409号から大木地先までの約500メートルの区間がいよいよ本年3月末に供用開始となります。このことによりまして、国道409号や県道千葉・八街・横芝線などを利用していた車輛の通行が分散され、市内の渋滞緩和に大きな効果が現れるものと考えておりますし、八街バイパスの沿道沿いに新たな開発が促されるなど、土地利用の可能性が広がることにより、本市の活性化につながるものと期待するところでございます。

今後は、次の道路整備計画として、本市から西側方面へ向かう佐倉インターチェンジにアクセスする道路の整備を進めてまいります。また、住野交差点及び吉倉交差点につきましても、千葉県印旛土木事務所と連携し、関係者のご理解、ご協力をいただきながら、改良事業を推進することによりまして、市内全体のバランスの取れた道路整備に努力してまいりたいと考えています。

一昨年の台風15号などの一連の災害時では、本市の基幹産業である農業に甚大な被害を及ぼすとともに、停電が長期かつ広域的に発生し、市民生活に大きな影響を及ぼしました。特に本市南部地域は倒木による多数の電線の破断等により電気の復旧が遅れ、地域住民の皆様に変なご不便をおかけしたことはご案内のとおりでございます。この災害の教訓を基に、既に今年度補正予算において一部着手しているところでございますが、新年度予算では災害時における市道沿いの電線被害の要因となる高木を伐倒するなど、森林の樹木環境を改善し、被害の未然防止を図ることを目的に、市道沿い森林の環境整備事業を拡充して実施することといたします。

八街駅北口の市有地についてでございますが、本年度に実施したサウンディング型市場調査を踏まえ、令和3年度では、市民と行政の協働や民間活力の導入など、市の財政状況を勘案した上で、多角的な視点から利活用の具体的な検討をしてまいります。

次に、2つ目の「安心で安全な街」のための主な施策についてでございます。

近年、台風、地震などの自然災害や火災等の様々な災害が多発しており、特に異常かつ複雑

な動きを見せる台風、突発的・局地集中的なゲリラ豪雨など、過去には経験したことのない災害が発生しております。また、近い将来、南海トラフ地震や首都直下型地震など、さらに大規模な災害が発生する可能性も高いとされています。地域の安全安心を守るためには、地域住民の自助、共助の意識とともに、地域防災の中核を担う消防団を中心とした、地域における防災力の充実強化が極めて重要であると考えております。

災害が激甚化、頻発化する中、国では地方自治体が防災減災、国土強靱化対策に取り組むことができるよう、緊急防災減災事業などの事業の拡充と事業期間の延長を決定した上で、防災対策の充実を図っています。本市においても、過去に東日本大震災や令和元年房総半島台風等の災害を経験しました。この教訓を活かし、地域防災力の強化を図るため、令和3年度も引き続き自主防災組織の設立を促進するとともに、消防団の充実を図ってまいります。

特に、地域防災活動の担い手である消防団の確保と、その処遇改善につきましては、過去に幾度も本市議会で取り上げられているところでございます。今年度は、消防団員に対して火災出動手当を増額したところでございますが、今後も地域防災力を維持、強化していくため、消防団員の確保は大変重要な課題だと認識しております。国では、消防団員の処遇改善に向け、検討会を発足させたとのことでございますので、本市におきましても、この検討結果を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の「健康と思いやりにあふれる街」のための主な施策についてでございます。

本年4月、いよいよ本市初の子育て支援の拠点として、児童館が開館を迎えます。また、老人福祉センターにつきましても、施設全体のバリアフリー化など、大規模改修を終え、新たな高齢者の憩いの場、集いの施設として再スタートすることとなります。これらの施設のスタートとともに、南部老人憩いの家の管理も含め、3施設に指定管理者制度を導入することとし、指定管理者は八街市社会福祉協議会に決定しております。市社会福祉協議会には、民間の効率的で柔軟な施設運営とともに、老人福祉センターと児童館が近距離に立地することから、両施設の連携を図った事業の展開など、異世代間交流等も期待しているところでございます。

従来、千葉県では重度の強度行動障害のある方への支援については、集団ケアを前提として、県立施設で受け入れておりました。しかし、障害の特性などにより、個々に応じたきめ細やかなケアを行い、個人個人に合った暮らしを確保するという観点から、県内の各地域において必要な支援を受けられるよう、地域の民間施設で分散して受け入れるため、市町村と連携した支援システムを構築することといたしました。このことから、本市におきましても重度の強度行動障害のある方が民間の施設等を利用する際に必要な支援を受けられるよう、新年度予算において支援員の追加配置に対する助成に係る経費を計上いたしました。

待機児童解消対策でございますが、現在運営している私立明德やちまたこども園に加え、本年4月1日から私立八街泉幼稚園が私立八街泉こども園に移行されることとなったことから、新年度予算では認定こども園2園への運営支援経費を計上いたしました。私立八街泉こども園の開設によりまして、0歳児から5歳児まで、48名の児童に対して、新たな保育の場を

提供することが可能となるものでございます。

新生児聴覚スクリーニング検査についてでございますが、この検査は難聴の有無を発見するために生後早期に行う聴覚検査でございます。先天性難聴は千人に1人か2人の割合で出現すると言われております。聴覚障害のあることに気付かずにいますと、言葉の発達が遅れたり、コミュニケーションが取りにくいなどの支障が生じることから、通常の診察に加え、聴覚スクリーニング検査を行い、適切な支援をすることによって、赤ちゃんの言語の発達を助けることができます。新生児の聴覚障害の早期発見と、子育て世代の経済的負担を軽減するため、新年度予算に検査費用の助成に係る経費を計上いたしました。

骨髄移植ドナー等への助成についてでございますが、この制度は既に多くの自治体において導入しているところでございます。患者に適合するドナーが見つかったとしても、実際に移植となると、ドナーは入院や通院に多くの時間を割く必要が生じるため、このことが働きながらドナー登録している人には高いハードルとなって、結果的に骨髄等の提供を断念するケースが多いのが現状でございます。このことから、骨髄等を提供する本人や、休暇を与える勤務事業所に対し、経済的負担の軽減と休暇を取りやすい環境を整備することにより、移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、新年度予算に、その助成に係る経費を計上いたしました。

新型コロナウイルス感染症に係る対策でございますが、新年度予算では、庁舎の感染症対策として、消毒液やパーティションの購入に係る経費を計上いたしました。また、小中学校、幼稚園、保育園等につきましても、国の学校保健特別対策事業費補助金、保育対策総合支援事業費補助金などを活用し、各施設の感染対策用の消耗品等の購入費用を計上いたしました。

市民の皆様への命と健康、暮らしを守る各種施策につきましては、令和2年度では予備費や補正予算により対応したところでございますが、切れ目なく継続して実施する必要があることから、今後も国や県と連携しつつ、必要な対策を実施してまいります。

新型コロナウイルスのワクチン接種がいよいよ間近に迫ってきています。ワクチン接種に係る業務は各自治体が主体となって実施することとされていることから、本市でもコロナワクチン対策チームを立ち上げ、ワクチンが確保でき次第、速やかに市民の皆様へ提供できるよう、準備しているところでございます。

次に、4つ目の「豊かな自然と共生する街」のための主な施策についてでございます。

平成15年に建設したクリーンセンター焼却炉は、経年により老朽化が進んでいることから、各所の劣化とともに突発的な事故のリスクが高まっています。万一、事故が起きますと、場合によっては施設の長期的な使用停止を余儀なくされることもあり、その場合、本市のごみ処理及び市民生活に大きな影響を及ぼすことにもつながりかねません。このことから、周辺地区の皆様のご理解の下、当該施設の長寿命化総合計画に基づき、令和3年度から3か年をかけて、焼却炉の大規模改修を実施することといたしました。改修後の焼却炉は燃焼効率を高め、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するなど、周辺に配慮した、地球環境に優しい焼却炉とする予定でございます。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律により、一般照明用の高圧水銀灯については令和2年末をもって製造等が禁止となりました。このことから、本年度、八街中央公園の照明をLED化したところでございますが、令和3年度につきましては、引き続き環境に配慮した低炭素社会を推進するとともに、省電力化により経費を削減するため、森のいずみ公園、芝のまきば公園のほか、7つの公園及び中央公民館大会議室の照明をLED化するための予算を計上いたしました。

また、交進小学校では環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、浄化槽の全面的な改修を実施いたします。

菅首相は、さきの所信表明演説の中で、2050年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。本市におきましても、今後も環境に配慮した施設の整備とともに、里山の保全や再生、森林や緑地など、緑の保全と創出に努め、温室効果ガスの排出量削減や吸収源対策などに取り組むことにより、SDGsの推進やカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて努力してまいります。

市営住宅についてでございますが、老朽化が著しい笹引団地の将来的な廃止のための方策として、現居住者に対し、朝陽団地への転居をお願いしているところでございます。令和3年度では、転居の意向を示している5世帯につきまして、受け入れる朝陽団地を修繕するため、予算を計上いたしました。

流末排水施設の整備でございますが、令和3年度では一区地先の用地を買収し、大雨時における雨水の貯留施設として調整池の整備を進めてまいります。今後も引き続き、浸水被害を防止するため、地権者等の協力を得ながら、計画的に排水対策を実施してまいります。

次に、5つ目の「心の豊かさを感じる街」のための主な施策についてでございます。

市制施行30周年を記念し、八街の開拓の歴史を広く周知するため、「(仮称)古写真にみる八街の150年」記念誌を発刊いたします。この記念誌は、八街が発展していく姿を写真で掲載したもので、50年後、100年後の未来につながる歴史的な記録物として貴重な財産になり得るものと考えております。八街市が今日に至るまで、先人たちの営為によって発展してきた八街の歴史を目に見える形で残していくことは、大変意義深いことだと考えております。

本年夏に開催が予定されています東京オリンピック・パラリンピックにつきましては、本市出身で出場が内定している空手組手の植草歩選手、パラバドミントンの里見紗李奈選手に対し、市民全体で応援するために、パブリックビューイングの予算を計上いたしました。昨年はコロナ禍によりオリンピック等がやむなく延期となりましたが、今年は無事開催されることを願うとともに、開催された暁には2人がオリンピック・パラリンピックの舞台で大活躍できるよう、市民の皆様とともに精いっぱい応援してまいりたいと考えております。

次に、小出義雄杯八街落花生マラソン大会についてでございます。昨年度は大雨の影響により中止、本年度はコロナ禍の影響により延長となりましたが、来年度こそは必ず開催すべく、令和3年度当初予算に必要な経費を計上いたしました。実行委員会や市民の皆様、議員の皆様

様のお力添えをいただき、大会を成功させたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

学校給食センターの給食設備機器について、長年使用している第1調理場の揚げ物機及び第2調理場の食器洗浄機が老朽化しているため、新しい機器に交換するための予算を計上いたしました。

子どもの教育、学習環境の整備についてでございます。本年3月から児童・生徒に1人1台のタブレット端末を配備し、様々な教育活動にICT機器を活用した授業がスタートいたします。令和2年度から小中学校におけるプログラミング教育が必修化されており、子どもの情報活用能力や倫理的思考力を育成する上で、ICT教育の環境整備は非常に重要なものであると考えております。ICT教育の充実により、最新の情報や動画等を活用した調べ学習、大学や企業と連携した遠隔学習など、子どもたちの学力、学習意欲の向上に資する新しい学びの推進が期待されています。

中央グラウンドの南側ブロックの土留めでございますが、経年と樹木の生長などにより崩壊の危険性があることから、この危険性を解消し、歩行者等の安全を確保するため、土留めの解消に向けた実施設計に係る予算を計上いたしました。

次に、6つ目の「活気に満ちあふれた街」のための主な施策についてでございます。

山林は、木材生産だけではなく、二酸化炭素の吸収、貯蔵、土砂の流出や崩壊防止、水質浄化などの多面的、公益的な機能を有しており、また各種多様な動植物の生育の場でもあります。本市におきましても市内面積の約15.8パーセントが山林であり、山林の持つ、これらの機能を効果的に発揮させるためには適切な管理が必要不可欠でございます。しかし、本県に広く植栽されている山武杉林は、後継者不足により山林の手入れが行き届かないことなどと相まって、スギ非赤枯性溝腐病が蔓延して、風折れ等の被害が多発するなど、山林の有する公益的機能が低下しています。また、一昨年の台風15号等では、杉の倒木等を原因とした停電で大きな被害を受けたのは、記憶に新しいところでございます。

このことから、荒廃を防ぎ、山林の再生、被害の未然防止を図るため、非赤枯れ性溝腐病の被害を受けている山武杉の伐倒、植栽等に係る経費の一部に対し補助するための予算を計上いたしました。

本市を含めた千葉県北部に広がる優良畑作地帯に対し、利根川に水源を求めて、農業経営の安定等、近代化を図るために計画された北総用土地改良事業は、事業着工以来30年余りの期間を経て、今年度をもって国営事業の完了を迎えます。本事業は揚水機場2か所、調整水槽19か所を新設し、パイプラインによって地域に送水を行うもので、令和3年度から施設整備に要した費用の償還が始まることになったことから、新年度予算に初年度の償還額を計上いたしました。

まちに賑わいをもたらす産業の振興策として、本市の特色を活かし、地域イメージを向上させる地域資源の活用や発掘、地域ブランドの普及促進に努めてまいります。昨年はコロナ禍により開催できなかった落花生まつりにつきまして、改めて内容も充実させて、賑わいのあ

るイベントとして開催できるよう、令和3年度予算に必要な経費を計上いたしました。

また、八街産落花生につきまして、7年目となります昨年も、秋篠宮家に献上したところでございます。

本市のもう一つの名産品である生姜を活用した「八街生姜ジンジャーエール」は、さきに千葉県庁職員が選んだ「大切な人に贈りたい千葉県グルメギフト」アンケート調査で、飲料品部門1位を獲得いたしました。「八街生姜ジンジャーエール」は、新たな地域ブランド品として認知度も高まっており、口いっぱい広がる生姜のフレッシュさと、爽やかな自然な甘みなど、八街産生姜のおいしさを活かした大人の清涼飲料水として好評を得ています。また、昨年11月からはサクマ製菓とのコラボで、缶入りの「八街生姜ジンジャーエールドロップス」の販売も開始いたしました。今後も様々な活動機会を通じて、本市農産物をはじめ、八街市のPRに努め、まちに賑わいをもたらす産業の振興等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、7つ目の「市民とともにつくる街」のための主な施策についてでございます。

行政が中心となって担う公共サービスの内容は、公平・平等の観点から画一的に行うことを基本とするため、ともすると行政の肥大化とともに無駄も多くなりやすい傾向にあります。一方で、住民のニーズが多様化、複雑化する中、市民満足度を上げるためには、よりきめ細やかな対応が必要となるなど、社会の変化に伴って、行政における公共サービスだけでは地域の課題に対応することが難しくなっています。人口減少、少子高齢化の進展とともに、厳しい財政状況下において、持続可能な街づくりを実現させていくためには、従来から街づくりを担ってきた区・町内会や各種団体、事業者、そして市民の皆様など、地域で生活する全ての人々と行政が今まで以上に連携を深めながら、地域の課題に取り組んでいくことが求められています。「自分たちでできることは自分たちで」を基本に、それぞれが役割分担し、対等な立場で協力し合う、協働の街づくりが必要となっています。

協働の街づくりを推進するためには、市民の皆様の主体的な活動が不可欠でございます。本市では、市民の皆様が街づくりに関する仕組みや制度、あるいは生活に役立つ、知って得する知識について学べるように、職員が各地に出向いて「知って得・納得やちまた出前講座」を実施しているところでございます。

このほか、地域で活躍している人の交流や、地域の課題について、情報を共有する場として、地域力向上スクールを開催し、地域の皆様が主体的に地域づくりについて考える機運を醸成するとともに、地域の中心となってリーダーシップを発揮できる人物や、コーディネート能力のある人材の発掘等につなげてまいりたいと考えております。

最後に、8つ目の「市民サービスの充実した街」のための主な施策についてでございます。

市政の基本方針の中でも申し上げましたとおり、後期基本計画では重点的に推進する施策を第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付けております。進展が懸念される人口減少問題や、地域経済衰退の打開など、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指し、各種施策を進めてまいります。

新年度予算では、移住定住促進事業として市のPRパンフレットを作成いたします。現状の冊子作成から5年が経過し、掲載情報の変更や、在庫も残り少なくなってきたことから、新たに5万部を作成し、市のPRに活用いたします。

現在、多くの自治体が人口減少に苦慮しており、我がまちへの移住促進は地域活性化の最大の課題として捉えています。特に、若者世代の定住人口の確保は喫緊の課題となっており、近年、各自治体とも移住促進や定住支援、子育て支援等の分野において、様々な施策を展開し、併せてまちの魅力発信に努力しています。

本市におきましても、移住定住の候補地として多くの方に選んでいただけるよう、市内の魅力発信に努力しているところでございますが、さらに八街市内への移住定住を促進するため、新婚世帯に対し、1世帯あたり30万円を限度として、新居の家賃や引っ越し費用等の支援をすることといたしました。また、結婚を希望する若者の支援として、異性と出会う機会づくりを目的としたセミナーやイベントを開催する予算を計上いたしました。

イベントにつきましては、既に継続して実施しているところであり、一定の成果も上がっております。社会人になると、仕事場以外での男女の出会いがなかなかないというのが現状でございます。結婚は望んでいるものの、異性と出会う機会がないことから、結果的に未婚、晩婚が増加し、地域産業の後継者不足、地域の少子高齢化、人口減少につながっています。このセミナーやイベントを機会に、今後も市内の男女を含め、多くのカップルが成立し、結婚に至ることを期待しているところでございます。

コンピューターやネットワークなどの情報通信技術を活用することにより、電子自治体の構築を進め、市民の負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化、合理化などを図り、効率的な自治体運営の実現を目指します。

住民票や印鑑証明等の各種証明書の発行などの窓口サービスは市民にとって最も身近で、最も多く利用するサービスでございます。令和3年度は、市民サービスの向上と窓口の混雑緩和を図るため、マイナンバーカードを用いて、最寄りのコンビニエンスストア等で各種証明書の発行ができるよう、本年10月の開始に向けて準備を進めてまいります。

以上、令和3年度の主な施策につきまして、説明させていただきました。

コロナ禍の影響により、年末年始は帰省の自粛を求められたことから、今年の正月はステイホームのために家族と会えず、さびしい正月を送られた方も多かったものと思います。さらに、昨年4月に続き、今年1月8日から千葉県を含む1都3県に対して緊急事態宣言が発令されたことから、各種イベントも制限され、毎年の恒例であった成田山の節分会での豆まきも縮小して開催されました。

節分の日には古くからの風習で、魔よけとして、ヒイラギの枝にイワシの頭を刺したヒイラギイワシを戸口に立てて、鬼は外、福は内と声を出しながら福豆をまいて邪気を祓い、年齢の数だけ豆を食べるならわしがあります。八街市では、大豆に加えて落花生をまくご家庭もありますが、もともと節分の鬼は外の鬼とは疫病などのことで、病魔を外に追い払う意味だということでございます。私も今年は豆をまいて、コロナ感染症という鬼を追い出し、八街

市に福が来るよう、祈願いたしました。

まだ寒い日が続いていますが、館山市や南房総市など、花卉栽培が盛んな房州では、既に露地物の花が咲いていて、春の香りに満ちています。陽の伸長とともに、桃の節句も間近に迫り、冬にこもっていた虫たちも外にはい出る準備をしていると思います。本市でも春はそこに感じるができます。そして、春の訪れとともに、もうすぐ令和3年度の新たな街づくりがスタートすることになります。令和3年度も引き続き、コロナ対策とともに、後期基本計画に基づいた街づくりのための各種施策を着実に進めていかなければなりません。これからも本市の街づくりを皆様とともに進めてまいりたいと考えておりますので、ここに改めて市民の皆様並びに議員各位の一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます、令和3年度の市政運営方針といたします。

それでは、提案いたしました各種議案について、ご説明申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、諮問1件、専決処分の承認を求める案件2件、条例の改正5件、条例の制定1件、令和2年度八街市一般会計補正予算、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算、令和2年度八街市下水道事業会計補正予算、令和2年度八街市水道事業会計補正予算、令和3年度各会計予算の合計21件でございます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

これは、椎名榮子氏の任期が令和3年9月30日で満了することに伴い、引き続き同氏を再任することについて、議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

これは、市民を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に向けた準備に要する予算の補正、また道路整備事業及び道路排水施設整備事業において、繰越明許費2件の設定を行う必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

これは、新型コロナウイルスワクチン接種費用などに要する予算、コロナ禍での学習環境向上を図る対策として、指導者用のデジタル教科書を早急に導入する予算の補正、また新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費において、繰越明許費の設定する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第3号は、八街市財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、財政事情と業務の状況を説明する書類について、現在の公表期日では一部記載内容を見込値で公表せざるを得ないことから、確定値で公表できるよう、改正しようとするものでございます。

議案第4号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地利用最適化交付金を活用するため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第5号は、八街市郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、中央公民館2階の中会議室を仮展示室として再開することについて、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第6号は、八街市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、平成30年度介護報酬改定において設けられた、居宅介護支援事業所における管理者要件について、経過措置の延長及び要件の緩和について、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第7号は、八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、所得税法の改正により、引用する法律及び用語について、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第8号は、八街市下水道事業運営審議会条例の制定についてでございます。

これは、下水道事業の円滑な運営を図ることを目的に、下水道事業運営審議会を設置するため、条例を制定しようとするものでございます。

議案第9号は、令和2年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算から3億4千524万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を321億7千537万6千円とするものでございます。

歳入につきましては、地方譲与税138万8千円の増、地方消費税交付金7千100万円の減、ゴルフ場利用税交付金100万円の減、地方交付税2億2千400万円の減、国庫支出金8千198万4千円の減、県支出金6千484万9千円の減、財産収入168万1千円の増、寄附金2千45万6千円の増、繰入金356万6千円の減、諸収入396万8千円の減、市債8千160万円の増とするものでございます。

歳出につきましては、議会費は、一般職人件費の減額により20万円の減、総務費は、地区コミュニティ推進費、社会保障・税番号制度関連事務費の執行残額の減額、やちまた応援寄附金などの積立金の増額により、2千178万3千円の増、民生費は、特別会計の繰出金などの増額、生活困窮者自立支援事業費、障害者自立支援給付事業費等、各事業費の執行見込残額の減額などにより、1億5千838万5千円の減、衛生費は、高校生等医療費助成事業費、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業費等、各事業費の執行見込残額の減額などにより、1千621万7千円の減、農林水産業費は、森林環境整備基金積立金などの増額、農業後継者対策事業費等、各事業費の執行見込残額の減額などにより、1億795万2千円の減、土木費は、市道沿いの森林環境整備に係る道路安全対策事業費の執行残額の減額により、183

万2千円の減、消防費は、国土強靱化地域計画策定業務に係る防災費、消防設備整備事業費の執行残額の減額などにより、537万円の減、教育費は、八街南中学校屋内運動場の大規模改修工事に係る中学校施設改修事業費の執行残額、その他各事業の中止や執行残額の減額などにより、5千302万7千円の減、災害復旧費は、道路橋りょう災害復旧事業費の執行残額の減額により、1千765万1千円の減、公債費は、10年経過分の市債に係る借入利率の見直しにより、579万9千円の減とするものでございます。

繰越明許費につきましては、令和2年度予算に計上した事業のうち、社会保障・税番号制度関連事務費など、2件について、年度内の完了を見込めないことから、計上するものでございます。

地方債につきましては、追加2件、変更6件で、地方債限度額の合計を8千160万円増額するものでございます。

議案第10号は、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算から1億6千957万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を83億6千450万5千円とするものでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税7千785万6千円の減、県支出金1億4千128万6千円の減、繰入金356万4千円の増、繰越金1千719万9千円の増、諸収入1千344万5千円の増、国庫支出金1千536万1千円の増とするものでございます。

歳出につきましては、総務費395万円の減、保険事業費596万2千円の減、基金積立金1億7千599万1千円の減、諸支出金1千633万円の増とするものでございます。

議案第11号は、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算から163万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億640万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料692万6千円の減、繰入金421万4千円の増、繰越金235万2千円の増、諸収入2万8千円の増、国庫支出金129万9千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金353万4千円の減、諸支出金190万3千円を増額するものでございます。

議案第12号は、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に1千546万円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億6千107万円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金1千546万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費1千546万円を減額するものでございます。

議案第13号は、令和2年度八街市下水道事業会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、収益的収入につきましては、既定の予算から818万5千円を減額し、総額を8億2千594万1千円とするものでございます。

収益的支出につきましては、既定の予算から2千990万9千円を減額し、総額を7億2千

990万7千円とするものでございます。

資本的収入につきましては、既定の予算に6千660万円を追加し、総額を2億7千192万6千円とするものでございます。

資本的支出につきましては、既定の予算に6千456万3千円を追加し、総額を5億1千289万7千円とするものでございます。

議案第14号は、令和2年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、収益的支出につきまして、既定の予算から4千円を減額し、総額を10億8千467万5千円とするものでございます。

資本的支出につきましては、既定の予算に20万2千円を追加し、総額を3億1千855万3千円とするものでございます。

議案第15号から議案第20号までは、令和3年度八街市一般会計予算をはじめとする各会計の予算についてでございます。各予算の概要につきましては、後ほど各担当部課長から説明いたします。

以上で、提出いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

議案説明中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時16分)

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大木総務部長より議案第15号の説明をお願いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

予算の説明に入る前に、一昨日、福島沖で発生いたしました震度6強の地震によりけがをされました皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

本市では、この地震の影響により震度4の揺れが発生しましたが、被害の報告は今受けておりません。しかし、今後1週間は同程度の余震が発生する可能性が高いと言われておりますので、十分に注意し、地震が起きた場合には落ち着いて行動していただけますよう、お願いいたします。

それでは、議案第15号、令和3年度八街市一般会計予算につきまして、ご説明いたします。お手元の令和3年度八街市予算書の5ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ220億3千万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、6ページから12ページまでの第1表歳入歳出予算によるものとしております。歳入歳出の予算の総額を前年度と比較しますと5億5千万円、2.4パーセントの減となっております。

第2条の地方自治法第212条第1項の規定による継続費につきましては、事業費の総額及び年割額を、13ページの第2表継続費によるものとしております。

第3条の地方自治法第214条の規定による債務負担行為につきましては、事項、期間及び限度額を、14ページの第3表債務負担行為によるものとしております。

第4条の地方自治法第230条第1項の規定による地方債につきましては、各事業の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、15ページから17ページまでの第4表地方債によるものとしております。

第5条は、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入最高額を30億円に定めるものでございます。

第6条は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

続きまして、一般会計予算の主な内容につきまして、ご説明いたします。

6ページ、第1表歳入歳出予算をご覧ください。

初めに、歳入予算につきまして、ご説明いたします。

1款市税は72億9千437万円で、歳入全体の33パーセントを占めております。前年度と比較しますと1億9千529万3千円、2.6パーセントの減を見込みました。主な増減といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による個人及び法人市民税の減額、評価替えに伴う固定資産税の減額、段階的な税率改正による、たばこ税の増額などを見込んでおります。

2款地方譲与税は1億7千万円で、前年度比600万円、3.4パーセントの減となっております。

3款利子割交付金は450万円で、前年度比50万円、12.5パーセントの増となっております。

4款配当割交付金は3千700万円で、前年度比200万円、5.1パーセントの減となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金は2千650万円で、前年度比50万円、1.9パーセントの増となっております。

6款法人事業税交付金は4千100万円で、前年度比2千100万円、105パーセントの増となっております。

7款地方消費税交付金は14億6千800万円で、前年度比3千300万円、2.3パーセントの増となっております。

7ページに参りまして。

8款ゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額の1千800万円となっております。

9款自動車取得税交付金は、滞納繰越分収入の可能性を加味しまして、前年度と同額の1千円を計上しております。

10款環境性能割交付金は2千500万円で、前年度比500万円、16.7パーセントの

減となっております。

11 款地方特例交付金は5千800万円で、前年度比1千400万円、31.8パーセントの増となっております。

増額の主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による、固定資産税などの軽減措置に伴う減収に対して補填される、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を1千万円、新規計上しております。

12 款地方交付税は39億3千万円で、前年度比2億2千万円、5.3パーセントの減となっております。

普通交付税につきましては、総務省からの令和3年度地方財政対策の概要において、前年度比5.1パーセントの増となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、不交付団体が交付団体になると思われることも加味し、前年度と比較し1億円、2.7パーセント増の37億5千万円を見込んでおります。

また、特別交付税につきましては、令和元年度の台風被害対策費の算定分を除き、通年程度の額を計上し、前年度比3億2千万円、64パーセント減の1億8千万円を見込んでおります。

13 款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の600万円となっております。

ただいまご説明いたしました2款から13款は、総務省からの地方財政対策の概要や、県からの財政情報などを考慮し、積算したものでございます。

14 款分担金及び負担金は1億308万1千円で、前年度比553万1千円、5.7パーセントの増となっております。

15 款使用料及び手数料は2億5千351万6千円で、前年度比1千227万6千円、4.6パーセントの減となっております。

8ページに参りまして。

16 款国庫支出金は39億4千909万8千円で、前年度比1億6千658万1千円、4.4パーセントの増となっております。

マイナンバー普及促進の個人番号カード交付事業費補助金、子育て支援の拡充による子どものための教育・保育給付交付金、ごみ焼却施設の改修として循環型社会形成推進交付金などの増額が、主な要因でございます。

17 款県支出金につきましては16億5千386万4千円で、前年度比8千640万3千円、5.0パーセントの減となっております。

子育て施設の整備に対する補助の保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金などの減額が、主な要因でございます。

18 款財産収入は989万2千円で、前年度比865万7千円、46.7パーセントの減となっております。

前年度に計上のあった財産売払収入の予定がないことが、減額の主な要因であります。

19 款寄附金は、やちまた応援寄附金として、前年度と同額の5千200万円を見込んでお

ります。

20款繰入金は5億7千355万4千円で、前年度比1億2千5万1千円、17.3パーセントの減となっております。

財政調整基金繰入金につきましては、4億9千707万3千円の計上により、前年度比1億4千310万3千円の減となっております。

21款繰越金は、前年度と同額の1億円を計上しております。

22款諸収入は4億2千982万4千円で、前年度比9千703万2千円、18.4パーセントの減となっております。前年度に計上のありました、老人福祉センター整備事業に伴う二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の減額などが、主な要因であります。

9ページに参りまして。

23款市債は18億2千680万円で、前年度比3千840万円、2.1パーセントの減となっております。

主な建設事業債が、ごみ処理施設整備事業2億4千500万円、道路改良事業1億300万円、学校給食センター整備事業7千210万円など、前年度比4億7千840万円の減額となっている一方で、普通交付税の補填的措置である臨時財政対策債は4億4千万円の増額となっております。

なお、令和3年度の起債依存度につきましては、8.3パーセントとなっております。

歳入予算の説明につきましては、以上でございます。詳細につきましては、48ページから72ページをご参照ください。

続きまして、歳出予算につきまして、ご説明いたします。

10ページをご覧ください。

1款議会費につきましては2億928万4千円で、前年度比640万8千円、3.0パーセントの減となっております。

2款総務費は18億9千457万3千円で、前年度比1億8千383万6千円、8.8パーセントの減となっております。

増額の主なものにつきましては、移住定住促進事業費902万円、社会保障・税番号制度関連事務費4千499万3千円の増、また、減額の主なものにつきましては、庁舎整備費1億5千572万円、各種統計調査費2千477万3千円の減などがございます。

3款民生費は100億1千307万3千円で、前年度比3億5千731万5千円、3.4パーセントの減となっております。

増額の主なものにつきましては、生活困窮者自立支援事業費2千907万8千円、後期高齢者医療事業費4千418万3千円、母子援護対策費3千81万円、私立認定こども園運営事業費1億6千611万5千円の増、また、減額の主なものにつきましては、老人福祉センター整備事業費2億5千660万1千円、児童手当支給費4千124万7千円、児童館整備事業費2億5千747万9千円、私立認定こども園施設整備事業費1億7千700万3千円の減などがございます。

4款衛生費は24億9千608万5千円で、前年度比1億6千186万円、6.9パーセントの増となっております。

増額の主なものにつきましては、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業費2億9千464万6千円の増、また、減額の主なものにつきましては、子ども医療費助成事業費2千459万5千円、八富成田斎場費5千718万3千円、クリーンセンター・処分場管理運営費4千181万3千円の減などであります。

5款農林水産業費は2億8千451万2千円で、前年度比242万2千円、0.9パーセントの増となっております。

増額の主なものにつきましては、森林機能対策事業費588万3千円、北総中央用水土地改良事業推進費953万3千円の増、また、減額の主なものにつきましては、農業後継者対策事業費1千170万5千円、農業災害対策支援事業費602万2千円の減などであります。

6款商工費は1億2千797万5千円で、前年度比199万9千円、1.6パーセントの増となっております。前年度と比較しまして、同程度の額となっております。

11ページに参りまして。

7款土木費は12億8千311万4千円で、前年度比1億965万9千円、7.9パーセントの減となっております。

増額の主なものにつきましては、道路安全対策事業費1千554万9千円、下水道事業会計繰出事業費4千289万2千円、住宅維持管理費1千112万7千円の増、また、減額の主なものにつきましては、道路整備事業費1億1千42万円、道路排水施設整備事業費3千581万円の減などがございます。

8款消防費は13億5千210万円で、前年度比5千502万5千円、3.9パーセントの減となっております。

増額の主なものにつきましては、消火栓維持管理費494万7千円の増、また、減額の主なものにつきましては、佐倉市八街市酒々井町消防組合費2千649万1千円、消防施設整備事業費3千21万円の減などであります。

9款教育費は23億6千819万5千円で、前年度比6千807万4千円、3.0パーセントの増となっております。

増額の主なものにつきましては、小学校施設整備事業費4千967万5千円、図書館整備事業費2千324万1千円、学校保健特別対策事業費3千500万円、調理場維持管理費3千619万1千円の増、また、減額の主なものにつきましては、中学校施設改修事業費1億5千147万9千円の減などがございます。

11款公債費は19億3千315万7千円で、前年度比、元金分が7千411万9千円の減、利子分が1千403万1千円の減、合計で8千815万円、4.4パーセントの減となっております。

歳出予算の説明につきましては以上でございます。詳細につきましては、73ページから268ページをご参照ください。

以上をもちまして、令和3年度八街市一般会計予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木広美君）

続きまして、吉田市民部長より議案第16号から議案第18号の説明をお願いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

それでは、議案第16号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の21ページをご覧ください。

第1条では、令和3年度国民健康保険特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ83億6千500万5千円と定めるもので、前年度と比較し1億6千454万1千円、1.9パーセントの減でございます。

この減額の主な理由につきましては、歳入において、世帯所得の減少及び地方税制度の改正に伴います保険税収入の減額、歳出におきましては、被保険者の減少に伴い保険給付費が減額となっていることによるものでございます。

第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、25ページの第2表債務負担行為によるものとしております。

第3条の一時借入金につきましては、一時借入金の最高額を15億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について、定めるものでございます。

続きまして、予算書の22ページをご覧ください。

初めに、歳入についてでございますが、1款国民健康保険税は17億8千751万2千円の計上で、一般被保険者及び退職被保険者それぞれの医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に係る保険税であり、前年度と比較し1億7千346万7千円、8.9パーセントの減でございます。

2款県支出金は59億3千293万円の計上で、前年度と比較し3千689万4千円、0.6パーセントの減でございます。

これは、保険給付費の減少に伴い、県からの交付金が減額となったものでございます。

3款財産収入は1千円で、国保財政調整基金積立金運用収入の科目を存目計上するものでございます。

4款繰入金是一般会計からの繰入金などで、5億9千728万8千円の計上で、前年度と比較し4千632万円、8.4パーセントの増でございます。

一般会計繰入金の主なものは、保険税軽減分として繰り入れされる保険基盤安定繰入金で、前年度と比較し356万4千円、0.8パーセント増の4億8千27万9千円を計上し、また、歳入不足額を調整するため、国保財政調整基金から基金繰入金として4千364万9千円を計上しております。

5款繰越金は1千円で、存目計上でございます。

6款諸収入は4千727万3千円の計上で、前年度と比較し50万1千円、1.1パーセントの減でございます。

このうち主なものは、保険税延滞金として前年度と同額の3千127万円を、また、雑入として、交通事故等により一時負担した保険給付費の返還金となる一般被保険者第三者納付金として、昨年度と同額の1千500万円を計上しております。

なお、歳入の詳細につきましては、297ページから300ページに記載のとおりでございますので、ご参照いただきますよう、お願いいたします。

次に、歳出について、ご説明いたします。

予算書の23ページをご覧ください。

1款総務費は3千873万円の計上で、前年度と比較し423万3千円、9.9パーセントの減でございます。主なものは、一般管理費及び千葉県国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収に要する経費でございます。

2款保険給付費は一般被保険者及び退職被保険者等に係る保険給付費で、前年度と比較し4千3万3千円、0.7パーセント減の58億7千861万8千円を計上いたしました。

主なものは、被保険者の疾病及び負傷に関して支給する療養の給付、この療養の給付に支払われた一部負担金等の額が著しく高額であるときに支給する高額療養費、このほか、出産育児諸費、葬祭諸費などで、歳出予算総体の70.3パーセントを構成しております。

3款国民健康保険費納付金は、国民健康保険制度の広域化に伴い、千葉県が市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮し定める納付金で、前年度と比較し6千595万4千円、2.9パーセント増の23億5千602万7千円を計上いたしました。

4款共同事業拠出金2千円の計上は、年金受給者のデータから退職者医療制度該当者を抽出するために要する国保連合会への事業拠出金でございます。

5款保健事業費は、特定健康診査・保健指導に要する経費、及び人間ドック・脳ドック助成事業の経費で、前年度と比較し1千217万2千円、19.8パーセント増の7千351万5千円を計上いたしました。

24ページに移りまして。

6款基金積立金は1千円で、存目計上でございます。

7款公債費は一時借入金の利子として、前年度と比較し20万円、6.7パーセント減の280万円を計上いたしました。

8款諸支出金は保険税過誤納還付金などで、前年度と比較し3千円減の1千31万2千円を計上いたしました。

9款予備費500万円は、前年度と同額の計上でございます。

なお、歳出の詳細につきましては、301ページから316ページに記載のとおりでございますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上で、令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算についての説明を終わらせていただき

ます。

続きまして、議案第17号、令和3年度後期高齢者医療特別会計当初予算について、ご説明いたします。

引き続き、29ページをご覧ください。

第1条では、令和3年度後期高齢者医療特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億3千733万4千円と定めるもので、前年度と比較し3千92万4千円、4.4パーセントの増でございます。これは、被保険者の増加に伴い、歳入においては保険料が、また、歳出においては広域連合への負担金が増額となったことによるものでございます。

それでは、30ページをご覧ください。

初めに、歳入についてでございますが、1款後期高齢者医療保険料は5億7千68万6千円で、前年度と比較し2千55万9千円、3.7パーセントの増でございます。

2款繰入金は1億6千89万6千円で、前年度と比較し1千101万3千円、7.4パーセントの増で、一般管理費や賦課徴収費分の事務費繰入金と、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定繰入金でございます。

3款繰越金は、令和2年度の繰越見込額として200万円を計上いたしました。

4款諸収入は375万2千円で、前年度と比較し64万8千円、14.7パーセントの減で、賦課徴収帳票作成業務受託費、長寿・健康増進事業補助金が主なものでございます。

なお、歳入の詳細につきましては、321ページ、322ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

続いて、歳出について、ご説明いたします。

31ページをご覧ください。

1款総務費は691万9千円で、前年度と比較し26万4千円、4.0パーセントの増で、保険者証等の郵送料や人間ドック等の助成に要する総務管理費、保険料の賦課徴収に要する経費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は7億2千791万4千円で、前年度と比較し3千66万円、4.4パーセントの増で、市が徴収いたしました保険料と、保険料軽減分に係る一般会計からの基盤安定繰入金の合計額を、千葉県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

3款諸支出金は前年度と同額の150万1千円で、過年度分の保険料過誤納還付金及び還付加算金でございます。

4款予備費は、前年度と同額の100万円でございます。

歳出の詳細につきましては、323ページから325ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

以上で、議案第17号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第18号、令和3年度八街市介護保険特別会計予算につきまして、ご説明

いたします。

予算書の35ページをお願いいたします。

第1条では、令和3年度介護保険特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ49億2千392万2千円と定めるもので、前年度と比較して761万8千円、0.2パーセントの減でございます。

第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、40ページに示す第2表債務負担行為によるものとしております。

第3条では、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について、定めるものでございます。

では、36ページをご覧ください。

まず初めに、歳入についてでございますが、1款保険料は12億9千896万6千円の計上で、前年度と比較し2千474万3千円、1.9パーセントの減でございます。

この減額の主な理由は、介護保険料のさらなる軽減策として、第1段階から第3段階の保険料が軽減されたことによるものでございます。

2款分担金及び負担金は前年度と同額の180万円の計上で、地域支援事業に係る利用者の自己負担金でございます。

3款国庫支出金は9億805万9千円の計上で、前年度と比較し1千442万6千円、1.6パーセントの増でございます。

これは、介護給付費等に対する国の負担金及び調整交付金、地域支援事業交付金でございます。

4款支払基金交付金は12億7千684万9千円の計上で、前年度と比較し628万9千円、0.5パーセントの減でございます。

これは、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

5款県支出金は7億762万8千円の計上で、前年度と比較し1千12万2千円、1.4パーセントの減となっております。

これは、介護給付費等に対する県の負担金及び地域支援事業に係る交付金でございます。

6款財産収入は、介護給付費準備基金積立金利子1千円を存目計上するものでございます。

7款繰入金は7億2千496万1千円の計上で、前年度と比較し1千917万5千円、2.7パーセントの増となっております。

これは、介護給付費事務費及び地域支援事業の市負担金並びに低所得者介護保険料軽減による繰入金が主なものでございます。

8款繰越金は前年度と同額の100万円の計上でございます。

9款諸収入は465万8千円の計上で、前年度と比較して6万5千円、1.3パーセントの減でございます。

なお、歳入の詳細につきましては、331ページから336ページに記載のとおりでございます。

ますので、ご参照ください。

次に、歳出について、ご説明いたします。

予算書の38ページをお願いいたします。

1款総務費は6千966万7千円の計上で、前年度と比較し144万5千円、2.1パーセントの増でございます。

これは、会計年度任用職員人件費及び小規模多機能型居宅介護事業所等の施設整備に係る補助金が主なものでございます。

2款保険給付は46億1千891万2千円の計上で、前年度とほぼ同額となっております。

主なものは、要支援・要介護認定を受けた方に係る介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費、要介護・要支援者が利用したサービスに係る自己負担額のうち、限度額を超えた部分に対する給付費、介護保険施設に入所する低所得者等の食費及び居住費に対して、負担限度額を超えた部分を支給する経費などでございます。

3款地域支援事業費は1億7千114万8千円の計上で、前年度と比較して1千980万2千円、10.4パーセントの減となっており、これは介護予防・生活支援サービス事業及び包括的支援事業などに要する経費でございます。

4款基金積立金は、6千119万4千円を介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

5款諸支出金につきましては第1号被保険者保険料の還付金等で、前年度と同額の200万1千円を計上いたしました。

続いて、39ページをご覧ください。

6款予備費につきましても、前年度と同額ということで100万円を計上いたしました。

なお、歳出の詳細につきましては、337ページから348ページに記載のとおりでございますのでご参照いただきますようお願いいたします。

以上で、令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計予算及び令和3年度八街市介護保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

続きまして、市川建設部長より議案第19号の説明をお願いいたします。

○建設部長（市川明男君）

議案第19号、令和3年度八街市下水道事業会計予算について、ご説明いたします。

令和3年度八街市下水道事業会計予算書の1ページをご覧ください。

初めに、第2条業務の予定量ですが、処理区域内人口を1万9千333人、年間有収水量を162万2千622立方メートルと見込むものでございます。

また、主な建設改良事業といたしまして、雨水整備事業につきましては5千544万円、前年度と比較しますと1千344万円、32パーセントの増を、汚水整備事業につきましては1億3千463万1千円、前年度と比較しますと3千956万3千円、41.6パーセントの

増を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出ですが、収入、第1款下水道事業収益8億4千946万5千円は、前年度と比較しますと5千797万8千円、7.3パーセントの増を見込んでおります。

その内訳ですが、第1項営業収益2億5千310万7千円は、前年度と比較しますと663万4千円、2.6パーセントの減となっており、主なものとして下水道使用料、大池調整池の維持管理に係る道路管理者からの負担金などを計上しております。

次に、第2項営業外収益5億9千487万8千円は、前年度と比較しますと6千313万2千円、11.9パーセントの増となっており、収益的支出に対する償却資産を取得した際の国庫補助金などの財源を収益化した長期前受金戻入及び一般会計補助金が主なものでございます。

次に、第3項特別利益148万円は皆増で、流域下水道事業（臨時措置分）の過年度収益化不足額として収益化したものでございます。

続きまして、支出、第1款下水道事業費用7億3千452万4千円は、前年度と比較しますと4千40万9千円、5.2パーセントの減を予定しております。

その内訳ですが、第1項営業費用6億7千599万円は、前年度と比較しますと2千559万円、3.6パーセントの減で、大池調整池維持管理業務等・雨水管渠費、マンホールポンプ等污水施設維持管理業務、光熱水費及び下水道台帳システム委託料等・污水管渠費、損益勘定職員の人件費等を含む総係費、流域下水道維持管理負担金、固定資産減価償却費でございます。

次に、第2項営業外費用5千740万円は、前年度と比較しますと286万2千円、5.2パーセントの増で、主なものとして企業債の支払利息や消費税及び地方消費税納税予定額等でございます。

次に、第3項特別損失13万4千円は、前年度と比較しますと1千768万1千円、99.2パーセントの減で、令和2年度は公営企業会計適用初年度の措置として、令和元年度分の賞与引当金や消費税及び地方消費税納税予定額に相当する費用を計上していましたが、令和3年度は各科目へ計上していることから減額となっております。

次に、第4項予備費100万円は、不測の事態に対応するためのもので、前年度と同額を計上しております。

続いて、第4条資本的収入及び支出ですが、初めに収入、第1款資本的収入2億4千429万9千円は、前年度と比較しますと4千40万8千円、19.8パーセントの増を見込んでおります。その内訳ですが、第1項企業債1億3千490万円は、前年度と比較いたしますと1千660万円、14パーセントの増で、公共下水道事業に係る建設企業債等でございます。

次に、第2項他会計補助金3千290万8千円は、前年度と比較しますと13万3千円、0.4パーセントの増で、企業債の償還に要する経費に対しての一般会計補助金でございます。

次に、第3項補助金5千900万円は、前年度と比較しますと2千400万円、68.6パーセントの増で、これは国庫補助金として社会資本整備総合交付金事業における交付見込額を計上しておりますが、前年度収益的収入に計上していたマンホール蓋の交換に係る交付見込額を資本的収入に移動したことによるものでございます。

次に、第4項負担金1千749万1千円は、前年度と比較しますと32万5千円、1.8パーセントの減で、これは下水道事業受益者負担金及び大池調整池整備事業に係る道路管理者からの工事負担金でございます。

続きまして、支出、第1款資本的支出5億819万9千円は、前年度と比較しますと5千926万7千円、13.2パーセントの増を見込んでおります。

その内訳ですが、第1項建設改良費2億1千13万2千円は、前年度と比較しますと6千22万1千円、40.2パーセントの増で、主なものとして、大池調整池整備工事及び一区コミュニティセンター付近の道路冠水解消のため、雨水枝線実施設計業務等の雨水管渠建設改良費、資本勘定職員の人件費、汚水枝線整備工事及びマンホール蓋の更新・交換、ストックマネジメント計画に基づく汚水管渠の調査等に係る汚水管渠建設改良費並びに流域下水道建設費負担金でございます。

次に、第2項企業債償還金2億9千806万7千円は、前年度と比較しますと95万4千円、0.3パーセントの減で、企業債元金償還金でございます。

なお、第4条の括弧書きについてですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6千390万円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額705万5千円、当年度分損益勘定留保資金1億3千834万7千円、繰越利益剰余金処分量3千210万7千円及び当年度利益剰余金処分量8千639万1千円で補填するものです。

次に、第5条債務負担行為につきましては、2ページをお開きください。

下水道使用料徴収業務を令和3年度から令和8年度までの期間、限度額8千340万3千円と定めるものでございます。

次に、第6条企業債ですが、これは起債の目的、限度額、起債の方法などを定めるもので、令和3年度に実施する公共下水道事業などについて起こす企業債について、定めるものでございます。

次に、第7条一時借入金ですが、これは年度途中において収入の時期により一時的な資金不足があった場合の借入限度額を1億円と定めるものでございます。

次に、第8条予定支出の各項の経費の金額の流用ですが、これは流用することができる場合を営業費用及び営業外費用間の流用と定めるものでございます。

次に、第9条議会の議決を経なければ流用することができない経費ですが、これにつきましては、職員の給与費を8千762万6千円と定めるものでございます。

次に、第10条他会計からの補助金ですが、これは下水道事業運営のため、一般会計から補助金として受け入れる額を3億2千525万9千円と定めるものでございます。

次に、第11条利益剰余金の処分ですが、これは繰越利益剰余金のうち3千210万7千円

及び当年度利益剰余金のうち8千639万1千円は減債積立金1億1千849万8千円として処分するものでございます。

次に、第12条たな卸資産購入限度額は40万7千円と定めるものでございます。

なお、八街市下水道事業会計予算に関する説明資料として、7ページ以降に、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表、予定損益計算書、重要な会計方針などの注記を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上をもちまして、令和3年度八街市下水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木広美君）

次に、海保水道課長課長より議案第20号の説明をお願いいたします。

○水道課長（海保直之君）

それでは、議案第20号、令和3年度八街市水道事業会計予算について、ご説明いたします。令和3年度八街市水道事業会計予算書をご参照ください。

1ページをお開きください。

初めに、第2条業務の予定量ですが、年度末の給水件数を1万5千371戸、年間総配水量を360万190立方メートル、1日平均配水量を9千864立方メートルと見込むものです。

また、主な建設改良工事といたしまして、配水管更新工事を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出と、第4条資本的収入及び支出ですが、予算書の5ページ、令和3年度八街市水道事業会計予算実施計画書をご覧ください。

初めに、収入、第1款水道事業収益12億1千504万9千円で、前年度と比較しますと67万5千円、0.1パーセントの減となっております。

この内訳ですが、第1項営業収益は8億1千11万8千円で、前年度と比較しますと298万8千円、0.4パーセントの増です。その主なものは、第1目給水収益です。

次に、第2項営業外収益は4億493万1千円で、前年度と比較しますと366万3千円、0.9パーセントの減です。その主なものは、第3目補助金です。

続きまして、支出、第1款水道事業費用10億7千107万円で、前年度と比較しますと275万1千円、0.3パーセントの増となっております。

この内訳ですが、第1項営業費用は10億1千807万3千円で、前年度と比較しますと800万2千円、0.8パーセントの増です。その主なものは、第2目配水及び給水費、第4目総係費です。

予算書の6ページをご覧ください。

次に、第2項営業外費用は5千199万7千円で、前年度と比較しますと525万1千円、9.2パーセントの減です。その主なものは、第1目支払利息及び企業債取扱諸費です。

次に、第3項予備費は100万円で、前年度と同額です。

続きまして、資本的収入及び支出ですが、初めに、収入、第1款資本的収入7千789万8

千円で、前年度と比較しますと441万9千円、5.4パーセントの減となっております。

この内訳ですが、第1項企業債6千700万円で、前年度と比較しますと560万円、9.1パーセントの増です。これは、管路近代化事業に係る企業債費です。

次に、第2項出資金670万4千円で、前年度と比較しますと186万8千円、38.6パーセントの増です。これは、水道管路耐震化事業に伴う一般会計からの出資金です。

次に、第3項工事負担金419万4千円で、前年度と比較しますと1千188万7千円、73.9パーセントの減です。これは、上水道施設等の移転に係る工事負担金の減です。

続きまして、支出、第1款資本的支出3億1千279万5千円で、前年度と比較しますと380万3千円、1.2パーセントの減となっております。

この内訳ですが、第1項建設改良費は1億1千587万4千円で、前年度と比較しますと597万8千円、4.9パーセントの減です。その主なものは、第2目施設費です。

次に、第2項企業債償還金は1億9千662万1千円で、前年度と比較しますと217万5千円、1.1パーセントの増です。これは、企業債元金の償還金です。

予算書の1ページにお戻りください。

第4条の括弧書きは、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額765万8千円、過年度分損益勘定留保資金8千723万9千円及び減債積立金1億4千万円等で補填するものです。

予算書の2ページをお開きください。

第5条債務負担行為ですが、八街市水道料金徴収事務委託について、その期間を令和3年度から令和8年度まで、限度額を2億4千55万2千円に定めるものです。

第6条企業債ですが、これは起債の目的、限度額、起債の方法などを定めるもので、令和3年度に実施する管路近代化事業に係る企業債について、定めるものです。

第7条一時借入金ですが、これは一時借入金の限度額を1億5千万円と定めるものです。

第8条予定支出の各項の経費の金額の流用ですが、これは流用することができる場合を営業費用及び営業外費用間の流用と定めるものです。

次に、第9条議会の議決を経なければ流用することができない経費ですが、これは職員の給与費8千297万円と定めるものです。

次に、第10条他会計からの補助金ですが、これは営業対策費及び一般会計繰出基準に基づく児童手当に要する経費などを補助金額として受け入れる額を1億6千83万6千円と定めるものです。

次に、第11条たな卸資産購入限度額ですが、これはたな卸資産の購入限度額を2千63万7千円と定めるものです。

なお、八街市水道事業会計予算に関する説明資料として、7ページ以降に、八街市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、八街市水道事業会計予定貸借対照表、重要な会計方針などの注記、八街市水道事業会計予定損益計算書が掲載されておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第20号、令和3年度八街市水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

以上で説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっています諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。諮問第1号は質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

お諮りします。この件については直ちに意見を決定したいと思います。人権擁護委員候補者を市長の推薦のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。諮問第1号は市長の推薦のとおり適任と認めることに決定いたしました。

お諮りします。議案第15号は19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託し、審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。予算審査特別委員会を設置して、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により議長から指名いたします。委員は配付してあります名簿のとおり、19名を指名いたします。

これからしばらく休憩し、予算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いますので、委員の皆様は第1会議室にお集まりください。しばらく休憩いたします。本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡いたします。

（休憩 午前12時10分）

（再開 午前12時22分）

○議長（鈴木広美君）

再開します。

正副委員長が決定しましたので、報告します。

予算審査特別委員会委員長に小高良則議員、同副委員長に小川喜敬議員、以上のとおり決定いたしました。

議案第15号を配付の議案付託表のとおり、予算審査特別委員会に付託し、開催日の通知といたします。

日程第4、休会の件を議題といたします。

明日、16日から17日の2日間を、議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。明日、16日から17日の2日間を休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了いたします。

2月18日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様申し上げます。2月17日午前9時から全員協議会を開催し、一般会計新年度予算事業費説明会を行います。2月26日に議案第15号を除く議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は19日午後1時までに通告書を提出するよう、お願いいたします。なお、所属する常任委員会の所管する議案については、質疑を避けるよう、お願いいたします。

この後、広聴広報特別委員会を開催しますので、関係する議員は本会議場にお集まりください。広聴広報特別委員会終了後、議会改革特別委員会小委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前12時25分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議案の上程
諮問第1号
議案第1号から議案第20号
提案理由の説明
諮問第1号
質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決
予算審査特別委員会の設置及び付託
4. 休会の件

-
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度八街市一般会計補正予算について）
- 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度八街市一般会計補正予算について）
- 議案第3号 八街市財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八街市下水道事業運営審議会条例の制定について
- 議案第9号 令和2年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第10号 令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第11号 令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第12号 令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第13号 令和2年度八街市下水道事業会計補正予算について
- 議案第14号 令和2年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第15号 令和3年度八街市一般会計予算について
- 議案第16号 令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第17号 令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第18号 令和3年度八街市介護保険特別会計予算について

議案第 19 号 令和 3 年度八街市下水道事業会計予算について

議案第 20 号 令和 3 年度八街市水道事業会計予算について